

災害応急活動の基本方針（案）

令和元年 10 月 12 日
静岡県災害対策本部

台風第 19 号は、本県に接近、上陸する可能性が高く、現在までに各地で記録的な大雨となっており、大雨特別警報が発令されるなど、本県において、災害が発生する恐れが非常に高まっている。

また、今後の台風の接近に伴い、更なる大雨、暴風、高潮などによる被害の発生が懸念される。

県は、県民の生命、財産を守り、被害を最小限にとどめるため、以下の対処方針により、総力を挙げて災害応急活動に取り組む。

- 1 被害・要請情報等の積極的な収集と共有
- 2 被災者の救出・救助と生活支援の実施
- 3 自衛隊等、防災関係機関との緊密な連携